

MIC 声明 放送法の理念を政治介入で歪めるな

自由で自律的であるべき放送の内容に、政治権力が不当に介入し、統制を強めようとする意図を裏付ける行政文書の存在が、国会審議を通じて明らかになりました。総務省が公表した行政文書には、2014～15年にかけて首相秘書官だった自民党参院議員（当時）の磯崎陽輔氏が「けしからん番組は取り締まるスタンスを示す必要があるだろう」「俺の顔をつぶすようなことになれば、ただじゃあ済まないぞ。首が飛ぶぞ」などと官僚とやり取りしていたことが明記されています。高市早苗総務相（当時）は15年5月、放送番組の「政治的公平」について、放送事業者が放送する番組全体で判断するという長年の原則を踏み越え、「一つの番組のみでも、極端な場合は公平性を確保しているとは認められない」と国会答弁しています。放送法3条が規定する「放送番組編集の自由」を侵害するだけでなく、憲法が禁じる検閲につながる解釈変更であり、断じて容認できません。

当時の安倍晋三政権は選挙報道だけでなく、国民が強く反発した特定秘密保護法や共謀罪、安保法制などの報道に神経をとがらせ、14年の衆院選の際には自民党が放送事業者に選挙報道の「公平中立」を求める要請文書を出しました。高市総務相は16年の国会答弁で、放送法違反を理由にした放送局への停波命令の可能性にまで言及しています。放送法が規定する「政治的公平」は、政権や政党が放送内容の良しあしを判断するものではありません。憲法が定める「表現の自由」に基づき、番組内容への政治的干渉を受けず、放送事業者が自主的に順守する倫理規範です。放送法の理念を歪める政治介入があったことについて、現政権は説明を尽くすべきです。

1950年に施行された放送法は、戦争に協力し、国民を破局に導いた戦時中の国策放送への反省から生まれました。表現の自由を重視する理念は、放送だけでなく、新聞、出版などマスコミ産業で働く私たちに広く共有されています。民放労連は「国家権力からの独立と放送の自由を保障するため、放送制度・放送行政を抜本的に見直し、政府から独立した、放送を所管する行政委員会の設置」に向けた要求を運動方針に掲げています。権力の干渉を許さず、言論・表現・報道の自由を守るためにマスコミ労働者は連帯を強め、市民の知る権利に資する情報を届ける取り組みに邁進することを誓います。

以上

2023年3月16日

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）＜新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労＞